

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和元年9月5日付けで行った文書「添付文書のように、「教育長 深見和博」名で訪問したい旨の依頼文書を出した。関連する以下の文書。①相手側の「回答」等、対応に関するすべての文書。②後日「渡航中止」となったが、その点を、相手側（青浦区教育局）に伝えた文書。伝えた事実が分かる文書。決裁文書」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和元年9月24日付け元瀬教政第401号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和元年9月5日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和元年9月24日付け元瀬教政第401号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 相手側から回答を求める文書ではないため不開示とした点について

先に開示請求した文書である「青浦区教育局訪問について（依頼）」（以下「依頼書」という。）を読む限り、このような目的で、このような日時に訪問したいのですが、よろしいでしょうか、と問いかけた内容であることは、明白であり、相手側から回答を求める文書ではないとする不開示理由は明らかな虚偽である。また、依頼書には、訪問の目的が記載されているが、回答を求める文書ではないと仮定すると、処分庁は、相手方の都合も確認しないまま訪問して中国の教育等について説明させるつもりだったことになる。これらの点から、常識的に考えて、不存在ということは考えられない。

イ 該当する公文書は存在しないため不開示とした点について

審査請求人は、公文書が存在しないことに関し、令和元年10月10日付けで質問書を提出している。その回答によると、依頼書の翻訳、依頼書の青浦区教育局への送付等の全てを青浦区教育局への訪問事業に関する賛同企業（以下「賛同企業」という。）の職員に行ってもらったという。また、結果的に青浦区教育局への訪問は中止されたが、この中止決定も当該賛同企業の職員を通じて青浦区教育局に伝えたという。処分庁が、教育長らの決裁を受け、その関係する作業を民間会社である賛同企業の職員に依頼しているにもかかわらず、関係公文書が一切不存在であるということは、考えられない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 依頼書のほかは、該当する文書が現に存在しないため不開示とした。
- (2) 依頼書は、処分庁の訪問希望日を伝える文書であり、回答を求めるものではないため、相手側の回答は存在しない。
- (3) 依頼書に関する書類は、賛同企業の職員を通じて行っていたため、対応に関する文書は存在しない。更に、渡航中止については、急に決まったことであり、同じく当該賛同企業の職員を通じて青浦区教育局に伝えているとの認識から、処分庁が直接青浦区教育局へ渡航中止を伝えていない。

4 審査請求に係る経過

令和元年 9 月 5 日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和元年 9 月 24 日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和元年 11 月 8 日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和元年 12 月 3 日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和元年 12 月 18 日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和 2 年 1 月 14 日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和 2 年 1 月 22 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和 2 年 3 月 2 日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和 3 年 11 月 26 日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和 4 年 2 月 16 日 第 1 回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア 本件と同様の審査請求として、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「答申」という。）第 39 号があるが、諮問までの経過を見ると、審査請求があったのは平成 31 年 1 月 28 日であり、教育委員会が諮問したのが同年 6 月 24 日と約 5 か月で諮問している。本件は、令和元年 11 月 8 日に審査請求し、諮問されたのは令和 3 年 11 月 26 日と約 2 年かかっている。明らかに取扱に差別がある。本件について、行政不服審査法における扱いがあまりにも遅い。

イ 依頼書及びその決裁文書を見ると、決裁文書について、決裁日及び文書番号が付けられていない。処分庁に確認したところ忘れていたとのことであった。また、依頼書は、「下記のとおり貴局の訪問を依頼します」とあるのみで、何の挨拶もなく依頼のみを伝える文書を行政が作るとは考えられない。訪問の目的に関しても、訪問先が対応できることは、「上海市青浦区の教育の特色について知る」くらいであり、例えば「学校訪問への助言」とあるが、どのような目的で学校に訪問するのか

も書かれていない。加えて、訪問日も「いずれか」の日とされていることから、当然回答を求める文書だと考えるが、処分庁は回答を求める文書ではないと説明している。処分庁に対し、教育長が青浦区教育局へ訪問するために後付けで作った文書ではないかと質問したが、それは違うとの回答だった。後付けの文書ではないのであれば、依頼書を前提に訪問に対応できる日時、訪問場所等について青浦区教育局の担当者から回答されるはずである。国際的な案件であるから、一層そのように考える。

ウ 「瀬戸市児童上海視察（2018.12.24～12.26）スケジュール」は、平成30年10月16日に作成された文書であるが、この文書を見ると、同年12月25日に教育長の面談及び授業参観が予定されている。このことから、同年10月16日までに詳しい日程が決まったことが分かる。さらに、教育長の出張命令書を見ると、同年10月1日の起案で同年12月24日から12月26日までの出張となっている。このことから、同年10月1日までに訪問先からの了解が得られたと考えられる。

エ 「中国（上海市）渡航中止について（伺い）」の決裁文書は、平成30年12月12日に決裁されている。同年12月25日に青浦区教育局に訪問する予定だったことを勘案すると、青浦区教育局に渡航中止の通知ができたはずだが、処分庁は、賛同企業に渡航中止を伝え、賛同企業から青浦区教育局に伝えてもらったと回答している。これは、公の業務ではありえない話である。決裁文書には、今後、「事業実施のあり方等の検討を進める」こととしており、改めて訪問する可能性もあることを考慮すると、普通は挨拶状を出すものである。

オ これらのことから、青浦区教育局からの回答等があったと考えるが、仮に訪問先からの回答がなかったとしても、青浦区教育局への訪問の日程調整ができたことを教育長に報告する文書がないとは考えられない。また、依頼書を基に青浦区教育局の担当者と細かな内容の確認等があったと考える。

カ 以上のことから、文書は絶対に存在すると考える。

(2) そこで、本審査会は、処分庁が公文書を不存在とした点を中心として審査を行った。

ア 処分庁は依頼書の翻訳及び青浦区教育局への送付を賛同企業の職員に依頼していたことから、本審査会は、賛同企業との調整の担当者及び調整の方法について確認した。処分庁の回答は、学校教育課の当時の指導主事が調整を担当しており、調整の方法は主に電話だったかと思うとのことだった。また、電子メールでの調整もしていたので、答申第39号における補足意見で指摘のあった「復元された電子メール」を検証したが、新たに公文書となるものはなかったとの説明だった。

イ 依頼書は翻訳された上で青浦区教育局へ送付されたとのことから、本審査会では、翻訳された依頼書が存在しないかについて確認したが、処分庁は、翻訳された依頼書を見たことがなく、前述の電子メールの添付資料等にも無かったとの回答だった。

ウ 青浦区教育局への渡航を中止するに当たり、渡航中止の決裁はあるが、渡航中止

とした根拠が示されていないこと、また、渡航中止に係る関係先等への連絡に関する文書が無いことについて確認した。処分庁からは、渡航中止の根拠の一つに治安の問題が挙げられること、また、渡航中止の連絡は賛同企業の職員に連絡したものと記憶していることが回答された。なお、処分庁が賛同企業の職員に渡航中止の連絡をした記録及び賛同企業の職員が青浦区教育局へ渡航中止の連絡をしたことについての記録は無いとのことだった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上審査することが困難であるので、処分庁は、審査請求人が求める文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

1点目は、青浦区教育局への訪問に係る事業に関する不適切な事務についてである。答申第39号でも補足的に意見を述べたが、本件は、何らの記録もなく、処分庁において全く説明できない状態にある。その後、令和元年8月6日起案・決裁文書「上海派遣事業に関する調査報告書」が作成されたとのことであるが、その調査報告書を前提に、これまでの事務についてどう反省し、反省点から何を学び、改善につなげるのかについての方策は立てられていない。そのことは、同報告書が出されてから2年半が経過する本件審査に際して、記憶による説明のため判然としない回答が見受けられた点でも明らかである。本件について、さらなる説明責任を果たす方策を検討するとともに、今後、事務遂行にあたっては必ず文書を作成すること、起案・決裁の日付や件名、内容など決められた方式にしたがって作成すること、また、当該文書の作成にあたっては根拠となる文書を添付保存すること、加えて、電話等でやりとりを行ったとしても必ず記録を残し、組織的共有が必要なものについては共有すること、職員個人の電子メールであっても組織的共有が必要なものについては公文書として取り扱う等の改善に努められたい。

2点目は、審査請求に対する事務処理の不平等さと遅さについてである。審査請求人が主張するとおり、答申第39号と同様の審査請求事案であるにもかかわらず、諮問までの処理期間に明らかな差がある。このように取扱に差があること自体、行政庁が本来遵守すべき平等原則に反することとなる。また、本件は審査請求人からの質問に対する回答に1年以上かかっており、行政事務の不作为の請求を免れないような案件である。今一度、事務処理の方法を見直し、適時対応されることを望む。